



No.20 平成29年2月1日  
【発行】JAこまち  
担い手推進課  
TEL:0183-78-2244



## 収入保険制度の概要と青色申告の取り組み！

現行の農災制度(農業共済)は、価格低下等は対象外、品目が限定的等の課題があることから、農業者ごとの収入全体を見て総合的に対応する『**収入保険制度**』の法制化が進められています。現段階で加入要件には、5年間青色申告を行っていることが条件となっております。ただし、加入申請時に、1年分の青色申告の実績があれば加入できる特例(なお、補償限度額は青色申告の実績年数が少ない分だけ引き下げられます)が講じられるようです。現在青色申告を行っていない農業者の方は、平成29年3月15日までに『青色申告承認申請書』を税務署に提出し、平成29年分から青色申告をすることで、**平成30年の秋から始まる『収入保険制度』の加入申請が可能**となります。

○詳細については、後日法案成立後に改めて情報を発信します。

○なお、関係機関からは制度の概要について記載された広報が配布

されているようです。

## 青色申告を始めましょう!!

青色申告と聞いただけで、白色より面倒で手間がかかるというイメージから、敬遠している方も多いと思います。しかし 2014 年の法改正により、確定申告の際は記帳と帳簿保存が義務化となり、「青色申告」自体は難しいものではなくなっています。

青色申告にすることで特別控除等のメリットがあり、また、新たに始まる収入保険制度へ加入するための絶対条件となっています。初めは『簡易な青色申告』から始めてみてはいかがでしょうか。

### 【青色申告の主なメリット】

- 「簡易な方式」の場合でも10万円を所得から控除
- 損失の繰越しと繰り戻し
- 家族への給与が全額必要経費になる等のメリットがあります